

事務連絡
令和3年12月28日

居宅介護支援事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護保険住宅改修申請及び福祉用具購入・貸与費算定について(周知)

平素は、本市介護保険事業にご協力いただきありがとうございます。

居宅介護支援事業者の皆様におかれましては、介護保険住宅改修事業に係る適切な申請にご協力いただいていることと存じますが、この度、住宅改修の給付申請について不適切な事例がありました。詳細は、令和3年12月21日に送付した電子メール添付の事務連絡のとおりです。

つきましては住宅改修申請及び福祉用具購入・貸与に係る注意点を下記のとおり周知しますので、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 住宅改修申請の注意点

① 住宅改修費の支給要件について

住宅改修は、被保険者が現に居住する住宅（住民登録している住所）を対象とし、被保険者が在宅である必要があります。入院中、入所中、短期入所生活介護（ショートステイ）を連続利用していないか等、在宅での生活実態があることを確認してください。

短期入所生活介護を利用し、当該月に利用者の在宅での生活実態がない場合は、住宅改修費は支給対象になりません。

担当ケアマネジャーと住宅改修事業者との間で被保険者の心身の状況、生活実態等、十分に情報共有してください。

② 住宅改修が必要な理由書（以下、「理由書」という。）の作成について

理由書の作成は、本来ケアマネジャーの業務に含まれるものです。安易な作成委託は行わないでください。

また、住宅改修事業者が理由書を作成した場合は、被保険者の状況等が具体的に記載され、住宅改修が必要な理由との整合性がとれているか、合理性のあるものになっているか等を確認のうえ、必要に応じて、理由書作成者に対し内容の修正を依頼してください。

2. 福祉用具購入申請の注意点

福祉用具購入は、被保険者が在宅である必要があり、入院中、入所中、短期入所生活介護（ショートステイ）を連続利用していないか等、在宅での生活実態があることを確認してください。

短期入所生活介護を利用し、当該月に利用者の在宅での生活実態がない場合は、福祉用具購入費は支給対象になりません。

3. 短期入所中の福祉用具貸与の注意点

①短期入所施設への貸与品の持込について

福祉用具貸与は、被保険者の居宅で使用されるべきものです。また、短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に包括しているもので、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものです。

したがって、短期入所施設への貸与品の持込は認められません。

ただし、短期入所施設に用意されているものでは利用に支障が出る場合は持込可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

②福祉用具貸与費の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。しかし、これは、短期入所サービス利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから、認められているものであると考えます。そのため、短期入所サービス利用中であっても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

短期入所生活介護を利用し、当該月に利用者の在宅での生活実態がない場合は、福祉用具貸与費は支給対象になりません。

各務原市役所健康福祉部
介護保険課介護保険係
電話 058-383-1778(直通)